

第17節 農林水産業災害予防計画

第1項	災害予防に関する試験研究の推進	<input type="checkbox"/> 農林水産課
第2項	防災意識の普及及び防災訓練の実施	<input type="checkbox"/> 農林水産課
第3項	防災基盤の整備	<input type="checkbox"/> 農林水産課
第4項	防災営農体制の整備	<input type="checkbox"/> 農林水産課
第5項	農業施設災害予防計画	<input type="checkbox"/> 農林水産課
第6項	林業災害予防計画	<input type="checkbox"/> 農林水産課
第7項	水産施設災害予防計画	<input type="checkbox"/> 農林水産課

【基本方針】

農業並びに水産業は本市の基幹産業であることから、暴風、豪雨、高潮等による農作物、漁業施設等への災害を未然に防止するため、今後も生産基盤の整備を行っていく。また、漁業に関しても市内2漁協の連携のもと、資源管理型漁業や海面養殖業が進められているが、これを支援するため漁港整備や海岸の保全を推進する。

第1項 災害予防に関する試験研究の推進

【計画目標】

災害予防・被害軽減対策の効果的な推進を図るため、品種改良や技術開発に関する試験研究成果の入手と分析に努める。

- 1) 高温耐性、耐湿性等をもった農作物新品種の開発に関する研究
- 2) 防風ネットや果樹の仕立法等の気象災害被害軽減技術開発に関する研究
- 3) 土壌流亡防止等に関する研究
- 4) 都市並びに産業地帯と並立する都市型水産業・農業振興についての研究

第2項 防災意識の普及及び防災訓練の実施

【計画目標】

災害が発生した場合、またはそのおそれがある場合において災害応急対策を迅速かつ的確に実施して被害の拡大防止、住民生活の安定等を図るため、防災意識の普及に努める

ものとする。

1. 防災知識の普及

農業改良普及組織及び土地改良区、その他の関係団体等と連携しつつ、「福岡県施設園芸用施設導入方針」に基づく施設整備や、土地改良事業計画設計基準に基づく構造物の整備等、農家等に対する防災意識の普及やその指導に努めるものとする。

また、林業については土砂流出防止観点を含めた良好な里山環境保全のあり方や倒木災害を防止するための適切な林内施業のあり方等を、水産業については都市域における効果的な漁業振興のあり方や風水害、高潮・津波災害時の施設保全のあり方等について、市は、災害関係研究諸機関と連携しつつ関係者へ防災意識の普及や指導にあたっていくものとする。

2. 防災訓練の実施

防災訓練の一環として、施設の管理主体である土地改良区等に対し、ダム、ため池、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施要請及び指導を行うものとする。

第3項 防災基盤の整備

【計画目標】

農地及び農漁業用施設災害の防止を図るため、次の事業の計画的な実施について検討するとともに、その推進を県に要請する。

1. 農地防災事業

洪水、土砂崩壊、湛水（浸水）等に対して農地農業用施設を防護するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に事業を推進し、災害の防止を図る。

2. 地すべり防止事業

地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づき、農地を主とする地域に係る地すべりによる被害を未然に防止し、または軽減するため、地すべり防止事業の計画的な実施を県に対して要請する。

3. 農村整備事業等

農村地域の集落において、災害対策上不可欠な農道及び緊急時に消防用水を取水することができる農業用排水施設等の整備を県に対して要請する。

4. 海岸事業

津波・高潮、波浪等による被害から沿岸農地、漁業施設に係る海岸を防護するため、海岸保全施設や漁業港湾施設の計画的な整備を関係行政機関に要請する。

第4項 防災営農体制の整備

【計画目標】

農地防災事業を計画的に推進し営農基盤を整備するとともに、農地保全施設等の管理体制の強化及び防災的見地に基づく営農指導を実施し、防災営農体制の確立に努める。

1. 農地保全施設の管理

堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設または農業水利用施設の管理について、各管理主体が維持管理計画を定めるにあたって考慮すべき防災上の事項について指導・助言し、管理の徹底に努める。

2. 営農指導の実施

気象、地形、土壌等の自然的条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壌保全、その他の営農指導に努めるとともに、農作物等に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合、または予想される場合は、これに対応するために必要な技術対策を検討し、県と協力して指導・助言を行う。

第5項 農業施設災害予防計画

【計画目標】

農業施設等については農業従事者により維持管理がなされていることから、その防災対策は地元住民に頼るところが大きい。したがって、災害予防対策の実施にあたっては、関係機関との連携はもとより、市と住民相互の協力体制のもと計画を進めていくものとする。

1. ため池整備計画

- 1) 巡視による異常の早期発見と報告、草刈りの励行
- 2) 斜樋、底樋の排水施設及び取水施設の点検整備
- 3) 堤体の応急補強と通行規制
- 4) 余水吐及び下流放水路障害物の除去
- 5) 不用貯水の排除及び事前放流

2. 用排水路

- 1) 浚渫、除草、障害物の除去、破損箇所の修理
- 2) 水路中の各種ゲートの整備点検、操作を確実にすること
- 3) 湛水防除施設の整備点検、操作を確実にすること

3. 農道

- 1) 側溝、暗渠、溜桝、排水管等、排水施設の浚渫、清掃
- 2) 道路付帯施設の状況点検

- 3) 路面、法面、盛土、橋梁等の道路施設機能の点検による異常確認

第6項 林業災害予防計画

【計画目標】

- 1) 市は、関係機関、団体等と連携しながら森林のもつ機能の維持向上を図る。
- 2) 保安林整備事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水の防止に努める。また、森林の荒廃を防止するために保安林指定地域の拡大を図り、森林施業を推進する。
- 3) 市街地をとりまく山林や農地の本来保有する水源涵養機能や土砂流出崩壊防止機能等を重視し、緑地として積極的な保全を図る。
- 4) 小規模林地開発や土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、監視体制の充実を図り、森林や里山の保全巡視を推進していく。

第7項 水産施設災害予防計画

【計画目標】

- 1) 内水面における養殖については、水量豊富な養殖池を選定するよう指導または助言する。
- 2) 漁船、漁具、養殖施設等の漁業用施設及び資機材について、気象予警報や地震津波情報に対応して船上げ避難や固定、あるいは補強固定等適切な予防措置を講ずるよう、関係者へ指導または助言する。
- 3) そのほか漁港における不法投棄物や残置船、老朽化沈船などの移動・撤去について、市は施設管理者や関係機関と連携しつつ巡視や点検を強化して適切な対応をとる。